

# 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 (令和7年7月1日施行) 第14条の2

すべての者は、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。  
「拒まれたにもかかわらず」「威迫」「欺き」「困惑」「対償を供与」「対償供与の申込み」「対償供与の約束」といった不当な手段を用いて要求した場合には30万円以下の罰金



# 有害役務営業者等に関する規制 第17条の3・第17条の5・第17条の6

「有害役務営業」(第4条第5号) 有害役務営業には「店舗型有害役務営業」と「無店舗型有害役務営業」があります。

## 店舗型有害役務営業 (第4条第6号)

- イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができような姿態をさせるもの
- ロ 個室を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業
- ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業
- ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業  
※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止(第17条の3第1号) **違反すると30万円以下の罰金**  
※店舗型有害役務営業者等を含め誰でも規制対象となります。

② 青少年を営業所で客に接する業務に従事させることを禁止(第17条の5第1項第1号) **違反すると6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

③ 青少年を営業所に客として立ち入らせることを禁止(第17条の5第1項第2号) **違反すると6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

④ 青少年に対し、営業所の所在地等を記載したピラ等を頒布することを禁止(第17条の5第1項第3号) **違反すると30万円以下の罰金**

⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第17条の5第3項) **違反すると30万円以下の罰金**

⑥ 広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)

⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け(第17条の5第5項)

①～④の違反行為に対する営業停止命令(第17条の6第1項) **違反すると1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

## 無店舗型有害役務営業 (第4条7号)

- イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの  
※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止(第17条の3第1号) **違反すると30万円以下の罰金**  
※無店舗型有害役務営業者等を含め誰でも規制対象となります。

② 青少年を客に接する業務に従事させることを禁止(第17条の5第2項第1号) **違反すると6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

③ 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載されたピラ等を頒布することを禁止(第17条の5第2項第3号) **違反すると30万円以下の罰金**

④ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第17条の5第3項) **違反すると30万円以下の罰金**

⑤ 青少年を客とすることを禁止(第17条の5第2項第2号)

⑥ 広告宣伝の際に青少年の利用禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)

①～③、⑤の違反行為に対する営業停止命令(第17条の6第1項) **違反すると1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

# 愛知県 青少年保護育成条例のあらまし

愛知県青少年保護育成条例の青少年とは、**18歳未満**の者です。

## 青少年の深夜外出に関する規制 第17条・第17条の2

保護者は深夜に、みだりに青少年を外出させてはいけません。

深夜とは、**午後11時から翌日の午前6時まで**をいいます。

すべての者は、正当な理由がなく、青少年を深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。 **違反すると10万円以下の罰金**

深夜商業施設等の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

※深夜商業施設等とは、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗、飲食店、遊技場、遊園地、ボウリング場などで、深夜時間帯に営業している施設のことです。

深夜営業施設(カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ)の事業者は、青少年の深夜における施設への入場を禁止する旨を掲示しなければなりません。

施行規則様式第8(第7条の3関係)

深夜営業施設の事業者等は、深夜営業の時間内においては、**保護者同伴の場合であっても、青少年を施設へ入場させてはいけません。** **違反すると30万円以下の罰金**

愛知県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日の午前6時までの間は、保護者同伴の場合であっても、18歳未満の方の入場をお断りします。



## インターネットの利用による青少年有害情報の閲覧等の防止 第18条の2・第18条の3

保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年がインターネットを利用する際に、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。



インターネットのプロバイダ等の事業者は、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努めなければなりません。

青少年が端末からインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報を閲覧等する危険性が高まっており、また、犯罪被害に巻き込まれる事例も生じているため、愛知県では、青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの普及が図られるよう保護者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、次の義務を課しています。

### ① 保護者の義務

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した**書面の提出**

保護者がフィルタリング有効化措置(※1)を希望しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した**書面の提出**

### ② 事業者等の義務

保護者がフィルタリングサービスの不要申出時に提出した**書面の保存**

保護者がフィルタリング有効化措置(※1)の不要申出時に提出した**書面の保存**

### ③ 立入調査、勧告・公表

事業者等へ立入調査を行い、①及び②の義務を遵守していない場合は勧告・公表を行う。

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(青少年インターネット環境整備法)について  
【平成21年4月1日施行】



この法律では、以下の3点を基本に、インターネット関係事業者等に義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みんなで、青少年を有害情報から守る取組を求めています。

- ① 青少年にインターネットを適切に活用させる能力を習得させる
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取組を国及び地方公共団体が支援する

具体的に、携帯電話事業者及び契約代理店(事業者等)に対して、以下の義務を端末(スマートフォン、携帯電話、PHS、タブレット等。以下同じ。)の契約時に課しています。

- ① 契約者又は端末の使用者が青少年か確認すること
- ② 契約者又は端末の使用者が青少年の場合、端末からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること及びフィルタリングサービスの利用の必要性、内容及びフィルタリング有効化措置(※1)の必要性、内容を説明すること
- ③ 契約者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供すること(※2)
- ④ 契約とセットで販売される端末について、販売時にフィルタリング有効化措置(※1)を行うこと

(※1) 端末の機能を制限する機能を設定し、有害情報の閲覧制限を有効化すること。(※2) 携帯電話事業者のみに課せられている義務



# 有害図書類に関する規制

第6条・第7条

図書類とは、**書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声が記録されている物**をいいます。

## 個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に名称等を愛知県公報で告示することにより有害図書類に指定します。

- 1 著しく性的感情を刺激するもの
- 2 著しく残虐性を有するもの
- 3 自殺又は犯罪を誘発するおそれのあるもの

## 包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害図書類となります。

書籍・雑誌
規則で定める性交等のページ数が、20 ページ以上あるもの又は書籍若しくは雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの
映像が記録されているテープ・ディスク
規則で定める性交の場面等の時間が、連続して3分を超えるもの又は合わせて5分を超えるもの
知事の指定を受けた業界団体が審査し、青少年に閲覧等させることが不適当と認めた図書類
次のマークがついたビデオやDVD、パソコンソフトは、有害図書類となります。【平成30年3月現在】

## 販売等の禁止

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させては**いけません。**

違反すると  
6月以下の拘禁刑  
又は  
50万円以下の罰金

## 包装

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように次のいずれかの方法により包装しなければなりません。

1 ビニール袋等により有害図書類全体を包装



2 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る



3 その他知事が認める方法【雑誌類小口（開閉部）の2か所をビニールテープにより止める】



## 区分陳列

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。

1 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。



2 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。



3 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。



4 各棚板の前面と直交する鉛直線上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。



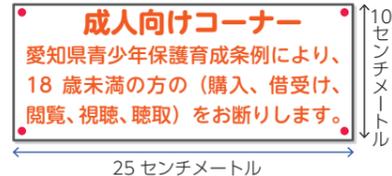
5 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。



## 表示

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

施行規則様式第2（第3条関係）



有害図書類の包装・区分陳列・揭示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金

# いん行、わいせつ行為の禁止

第14条

すべての者は、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしては**いけません。**

違反すると  
2年以下の拘禁刑又は  
100万円以下の罰金

# 入れ墨を施す行為等の禁止

第14条の3

すべての者は、青少年に対し、正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘、周旋したり、入れ墨を受けることを強要しては**いけません。**

違反すると  
1年以下の拘禁刑又は  
50万円以下の罰金



# 場所の提供及び周旋の禁止

第15条

青少年のいん行やわいせつ行為、トルエン、シンナー等の不健全な使用、喫煙や飲酒が行われることを知って、そのための場所を提供したり、周旋しては**いけません。**

違反すると  
30万円以下、20万円以下、  
10万円以下の罰金



# 図書類の自動販売機の届出等

第8条・第9条・第11条

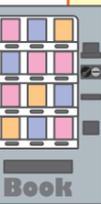
自動販売機とは、**物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通じて行うものを除く。）**をいいます。  
をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるもの（第4条第2号）

自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

違反すると  
10万円以下の罰金

図書類、がん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納しては**いけません。**

違反すると  
6月以下の拘禁刑又は  
50万円以下の罰金



# 有害がん具類に関する規制

第10条・第10条の2

## 個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に構造、機能等を愛知県公報で告示することにより有害がん具類に指定します。

- 1 がん具類（がん具、器具、その他の物品）の構造や機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 2 がん具の形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの



## 包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に性的な有害がん具類となります。

専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類

- ① 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- ② 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- ③ 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む）

使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認させる表示をし、包装箱等に収納されている下着

## 販売等の禁止

がん具類取扱業者は、有害がん具類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与しては**いけません。**

違反すると  
6月以下の拘禁刑  
又は  
50万円以下の罰金

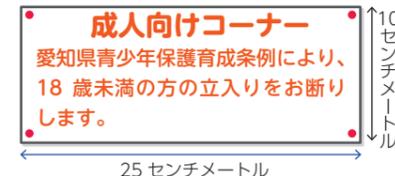
## 区分陳列

がん具類取扱業者は、性的な有害がん具類を陳列するときは、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、有害がん具類が青少年の目に触れないように、間仕切り等により仕切られ、他から容易に見通すことができない場所を設け、その場所にまとめて陳列する方法などにより陳列し、その陳列場所へ青少年を立ち入らせないようにしなければなりません。

## 表示

性的な有害がん具類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

施行規則様式第7（第6条の3関係）



性的な有害がん具類の区分陳列・揭示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金

